

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状の分析

本市には1968年まで、西那須野から民営の東野鉄道（西那須野～那須小川間24.4km）が通り、中心市街地に立地する商業施設「トライアル」が駅の場所であった。しかし、現在では廃線となり、公共交通機関と呼べるものはバス路線のみとなった。

その結果、バス路線は概ね充実しており、市営バスは JR西那須野駅、JR那須塩原駅、市役所などを拠点に、市内の各地区を結ぶ全12路線がある。この他、東野交通では4路線が市内を運行している。

バスの利用者は高校生や大学生が多く、スクールバス的な利用が多い路線は順調に利用者が増えている。また高齢化の進展に伴い、高齢者の利用も増えつつある。

市内循環線は平成17年比平成18年で合併の効果もあり、約25%の伸び率となっている。

しかし、平成17年の合併後、市営バスの運行系統は複雑化し、利便性において多くの問題点がみられるようになっている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

公共交通機関が乗合バスしか持たない本市にあって、ダイヤや運行経路、運行密度など工夫をすることにより、より使い勝手のよいバス運行が可能になるものと思われることから、早急なバス運行の整序化が求められている。

この現状を踏まえ、「多様な市民活動のさらなる集積と発信による賑わいの創出」、「ひとにやさしいまちなか居住の推進」、「地域特性を踏まえた商業の振興」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性」という面からは、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

(3) フォローアップの考え方

毎年、事業の進捗状況の把握を行い、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。また事業の進捗については、ホームページで公開するものとする。

計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 路線バス効率化及び市内循環バス実験事業</p> <p>内容： 合併に伴い利便性、整合性に課題のある市営バスの運行ルートの再編及び市内循環バスを実験的に導入する事業</p> <p>位置： 市全域</p> <p>実施時期： H23年度～H25年度</p>	大田原市	<p>市民アンケート調査から、公共交通機関の充実を求める声大きい。</p> <p>平成17年の合併に伴い、連動性が図られていない市営バスの運行状況を見直し、整序化することにより、より使い勝手の良いバス運行を目指す。</p> <p>また、実験的に市内循環バスの導入し、中心市街地内の移動及びと郊外大型店舗との交通手段の確保を図る。</p> <p>当該事業は、交通弱者と言われる高齢者や若年層の利用を増やすことにつながり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施時期：</p>	

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

